

全建総連の労災上乘せ補償制度

あんぜん共済

労働災害総合保険(法定外補償)

Aグループ 2026年7月1日 保険始期用

Bグループ 2026年4月1日 保険始期用

ご負担しやすい保険料で大きな補償といっそうの安心を！

	<p>最高 2,500万円の 充実された補償！</p> <p>(基本補償 型の場合)</p>	
<p>後遺障害の補償も 充実！</p> <p>(1級～10級まで補償)</p>		<p>職業性疾病も 対象！</p>
	<p>休業補償 3千円型の場合 日額3,000円</p> <p>(休業4日目以降)</p>	

加入
特典

無料!

全建総連「あんぜん共済」加入者にすばらしい特典!!

健康・介護相談サービスのご案内

全建総連【あんぜん共済】にご加入のお客様およびご家族の方に、健康生活をバックアップするための健康・介護相談サービスが無料でご利用いただけます。

あんぜん共済は仲間により大きな安心をお届けします

「あんぜん共済」は全建総連の組合員で政府労災保険に加入している全事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。

あんぜん共済の特徴

1.最高2,500万円の充実された補償（基本補償Ⅰ型の場合）

●死亡・後遺障害（1～3級）が最高2,500万円と、万一の際にも万全の金額です。

2.予算で選べる4タイプ

●Ⅰ型からⅣ型まで4タイプをご用意しました。

3.後遺障害10級までを補償

●多くの制度が7級までですが、当制度は10級までを補償します。

4.休業補償もつけられます

●休業補償をつけることで1日あたり3,000円または2,000円を補償します。

5.通勤災害も対象

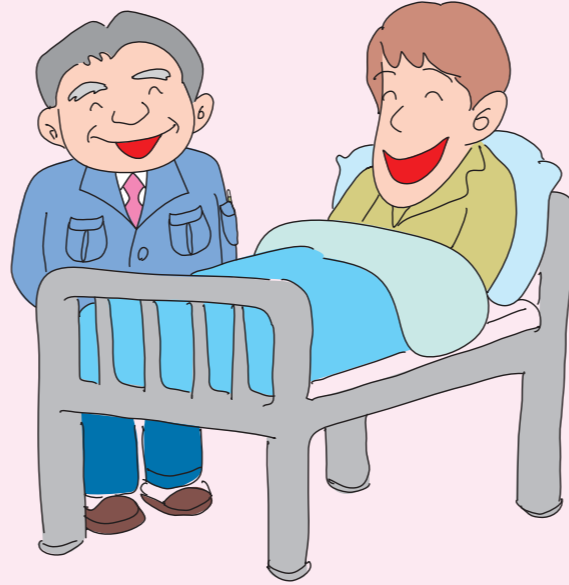
●業務上災害・通勤災害のすべてが補償対象です。
※業種コードC1（第一種特別加入者（旅客・貨物運送事業））については、通勤災害は対象となりません。

6.職業性疾病も対象（職業性疾病担保特約条項）

●業務上災害・通勤災害に加えて、職業性疾病も対象となる幅広い補償です。
注1 保険期間終了の日から3年経過後に、被用者またはその遺族により被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償金請求については、この特約条項の対象となりません。
注2 アスベストに起因する職業性疾病による身体の障害については補償の対象となりません。

7.下請負人も含めることができます（下請負人担保特約条項 業種コード33・35・36・37・38の場合）

●下請負人の方の補償漏れを防ぐため、加入時に下請負人も含めて補償の対象とすることができます。
（下請負人担保の有無は、経営事項審査の評価の対象となります。）



【給付例：基本補償Ⅰ型+休業補償3千円型にご加入の場合】

業務上のケガ

電動工具を使用中、誤って左手を機械に触れて負傷し、後遺障害10級・休業期間157日の場合



休業補償1日あたり3,000円の場合で4日目から…

給付額 **462,000円**
（（157日-3日）×3,000円）

Ⅰ型加入の場合で後遺障害10級…

給付額 **3,750,000円**

給付額合計 **4,212,000円**

例えば、一人親方が「政府労災保険」と「あんぜん共済」に加入した場合…

	政府労災保険	あんぜん共済	合計
加入内容	給付基礎日額 5,000円	基本補償Ⅳ型 休業補償 3千円 型	—
年間保険料	32,850円	12,720円	45,570円
給付額 (1日あたり)	4,000円 (休業補償給付 3,000円) (休業特別支給金 1,000円)	3,000円	7,000円

プラス **12,720円** で

1日あたり **3,000円の上乗せ休業補償** が受けられます！

●補償のタイプ

(1) 基本補償（業務上災害・通勤災害）

補償内容 型	死亡補償	後遺障害補償							
		1～3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
Ⅰ型	2,500万円	2,500万円	2,000万円	1,750万円	1,500万円	1,250万円	750万円	500万円	375万円
Ⅱ型	2,000万円	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,200万円	1,000万円	600万円	400万円	300万円
Ⅲ型	1,000万円	1,000万円	800万円	700万円	600万円	500万円	300万円	200万円	150万円
Ⅳ型	500万円	500万円	400万円	350万円	300万円	250万円	150万円	100万円	75万円

*法定外補償規定を定めている場合、その額を上回る型にご加入いただくことはできません。

(2) 休業補償 ～2種類の型から選択できます～

型	補償内容
3千円型	休業1日あたり 3,000円
2千円型	休業1日あたり 2,000円

**ポイント! 4日目から
727日までの長期間の補償!**

*休業補償は基本補償にセットで加入できます。
*1日目から3日目までは補償されません。

●年間保険料表

1名につき（3分割払の場合は1回分の保険料となります。）

業種 (コード)		第二種 特別加入者 (一人親方) C2		建築事業	既設建築物 設備工事業	舗装工事業	機械装置の組 立又は据え付 けの事業	その他の 建設事業	その他の 製造業	その他の 各種事業
型				35	38	33	36	37	61	93 94 95
休業 補償 3千円型	一時払 (3分割払)	24,460 (8,160)		45,470 (15,160)		56,590 (18,870)	57,960 (19,320)	69,830 (23,280)	22,410 (7,470)	7,110 (2,370)
	一時払 (3分割払)	19,570 (6,530)		36,370 (12,130)		45,270 (15,090)	46,370 (15,460)	55,860 (18,620)	17,940 (5,980)	5,690 (1,900)
	一時払 (3分割払)	9,780 (3,260)		18,190 (6,070)		22,640 (7,550)	23,180 (7,730)	27,930 (9,310)	8,970 (2,990)	2,840 (950)
	一時払 (3分割払)	4,890 (1,630)		9,090 (3,030)		11,320 (3,780)	11,600 (3,870)	13,970 (4,660)	4,480 (1,500)	1,420 (480)
休業 補償 2千円型	一時払 (3分割払)	7,830 (2,610)		14,590 (4,870)		14,670 (4,890)	10,190 (3,400)	17,210 (5,740)	3,360 (1,120)	1,800 (600)
	一時払 (3分割払)	5,220 (1,740)		9,720 (3,240)		9,770 (3,260)	6,790 (2,270)	11,470 (3,830)	2,240 (750)	1,200 (400)

・保険期間は1年となります。
・「業種コード」は政府労災保険にあります4桁の数字の頭2桁になります。
・上記にない業種コードについては県連・組合または労働保険事務組合へお問い合わせください。
・中途加入される場合は上記保険料と異なりますので、月数に応じた保険料は県連・組合、労働保険事務組合へお問い合わせください。
・下請負人を補償対象にする場合には、別途県連・組合または労働保険事務組合へお問い合わせください。
・保険料計算例 Ⅲ型に休業補償（3千円型）を一時払で加入した場合（業種コード35の場合）
32,780円（基本保険料18,190円+休業補償保険料14,590円）×従業員数
・業種コードC1（第一種特別加入者（旅客・貨物運送事業））については、通勤災害は補償されません。

「あんぜん共済」労働災害総合保険の内容 (法定外補償)

「あんぜん共済」は全建総連の組合員で政府労災保険に加入している全事業所、中小事業主、一人親方の方が政府労災保険にならったご加入をしていただけます。
～ご加入手続きは県連・組合または労働保険事務組合窓口でお願いします～

■対象となる災害

政府労災保険では「業務上災害」と「通勤災害」ともに保険給付の対象となっています。

あんぜん共済では「業務上災害」のほかに通勤災害(特約)も併せて対象としております。「業務上災害」「通勤災害」の認定および後遺障害等級、休業日数の認定については、政府労災保険の判定にしたがいます。(具体的には所轄の労働基準監督署長の認定によることとなります。

また、「職業性疾病」については、「発病日」として認定された日が加入期間内の場合、お支払いの対象となります。)

詳細については、重要事項説明書の「契約概要のご説明」をご確認ください。

※事業種類コード「C1」(第一種特別加入者(旅客・貨物運送事業))の方については、通勤災害は、お支払いの対象となりません。

■お支払いする保険金

次の保険金をご契約の際に約定した保険金額の範囲内でお支払いします。

●死亡補償保険金

被災組合員が死亡された場合の遺族補償としてお支払いします。

●後遺障害補償保険金

被災された結果、被災組合員に後遺障害が残った場合にお支払いします。

●休業補償保険金(※休業補償をセットした場合)

被災された被災組合員が休業をしいられた場合に、休業の第4日目以降727日を限度としてお支払いします。

■対象とならない主な災害

政府労災保険の給付の対象とならない災害のほか、政府労災保険の給付対象となっても次のような場合には保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意による身体障害
- ②被災組合員の故意もしくは重大な過失のみにより

被災組合員本人が被った身体障害(過労自殺を除きます。)

- ③地震・噴火またはこれらによる津波による身体障害
- ④戦争・変乱・暴動による身体障害
- ⑤下請負人およびその被用者の身体障害(下請負人担保特約を付帯することで補償します。) など

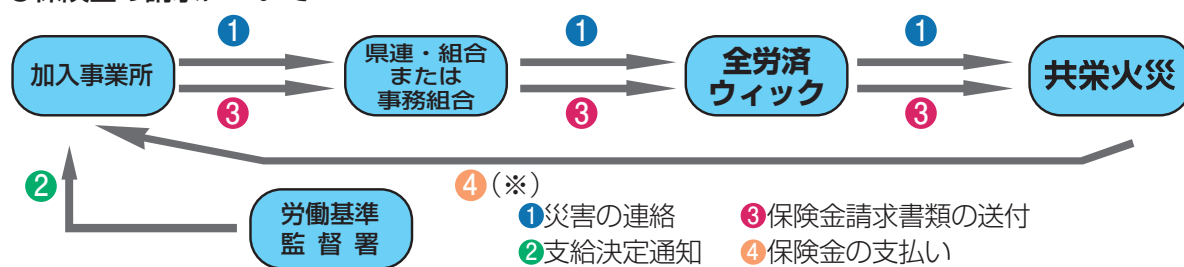
■災害が発生した場合

災害が発生した場合には、すみやかに発生の日時、場所、被災組合員の住所、氏名、被災の状況等を県連・組合または事務組合にご連絡ください。

保険金の請求の際には、次の書類をご用意ください。

- ①政府労災保険の「給付請求書」(写)および「支給決定通知書」(写)
- ②保険金請求書(共栄火災所定用紙)
- ③その他共栄火災よりお願いする書類

●保険金の請求について



- ※1 お支払いした保険金については、全額を加入事業所より被災組合員またはその遺族へお支払いしていただく必要があります。
- ※2 法定外補償規定を定めていない場合には、被災組合員またはその遺族が保険金を受け取ったことを証する受領書を共栄火災に提出していただきます。
- ※3 保険金請求権には時効がありますので、ご留意のうえ保険金をご請求ください。詳しくは保険約款をご覧ください。
- ※4 同一事故を直接の原因とする同一被災者に、他の労働災害総合保険からの保険金のお支払いがあった場合、お支払いする保険金を減額させていただく場合がございます。

■その他

【ご加入の際の注意】

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

また、本パンフレット添付の重要事項説明書をご一読ください。

この保険契約は、全国建設労働組合総連合を保険契約者とし、その組合員を被保険者とする保険契約であり、共済ではございません。

☎「あんぜん共済」に関するお問い合わせは、県連・組合または事務組合へ

取扱代理店

こくみん共済クラブ(株)全労済ウィック

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-20-8 4階
TEL 03-5332-5347 FAX 03-3371-3321

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL 03-3504-2898

NS050700(26.02)OT
25-2072